

函館市監査公表第39号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年9月28日

函館市監査委員 山田潤一
函館市監査委員 植松直
函館市監査委員 斎藤明男
函館市監査委員 松宮健治



函 福 管

平成 30 年 9 月 7 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成 29 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 30 年 3 月 29 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、
または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第
252 条の 38 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置
(特定の事件名 函館市の空き地・空き家対策事業について)

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
保健福祉 部 管理課	第3章 空地問題について 第2 空地問題の個別考察 5 青柳学園跡（市有地） 空地になって5年も経つが、未だ検討中ということであるが、雑草等も除去しない状態で放置し、具体的に転用・売却の方向性も決まっていないとは、いかがなものかと考える。当該地は、比較的広い土地であるが、函館山の麓の土地であることから、景観を害するわけにはいかないものであるが、立地を活かした活用法について、有識者の意見を徴するなどして検討すべきではないか。	3 4	現存する老朽化した建物の解体には多額の費用が見込まれることから、具体的な売却について方向性が決まっていない状況が続いているが、土地の有効活用を図るべく、現在、測量、鑑定、不要物品の整理等を進めているところです。